



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名	安川情報システム株式会社
代表者名	代表取締役社長 諸星 俊男 (コード番号 2354 東証第 2 部)
問合せ先	取締役執行役員 管理本部長 久野 弘道 (TEL. 093 - 622 - 6111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、以下のとおり、「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 13 日開催予定の第 40 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社およびグループ会社の事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加し、現行定款第 2 条（目的）の事業目的の追加するものであります。
- (2) 当社グループの経営及び事業運営の効率化を図るため、決算期を変更し、現行定款第 12 条（基準日）、第 13 条（招集）、第 42 条（事業年度）、第 43 条（期末配当金）および第 44 条（中間配当金）につき所要の変更を行い、この変更に伴い、第 41 期事業年度は、平成 29 年 3 月 21 日から平成 30 年 2 月 28 日までの 11 ヶ月 8 日間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。
- (3) 経営機能の一層の強化を図るため、役付取締役取締役に取締役副社長を新設し、現行定款第 21 条（代表取締役および役付取締役）を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 本会社は、つぎの事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 <u>情報処理システム</u>に関連するつぎの業務</p> <p>(1) ソフトウェア開発の受託ならびに開発および販売</p> <p>(2) パッケージ・ソフトウェアの開発および販売</p> <p>(3) ハードウェア及びその関連ソフトウェアの製造、開発の受託ならびに製造、開発および販売</p> <p>(4) ソフトウェア及びハードウェアの販売、リース、賃貸、保守ならびに輸出入</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 本会社は、つぎの事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 <u>情報システム</u>に関連するつぎの業務</p> <p>(1) ソフトウェア開発の受託ならびに開発および販売</p> <p>(2) パッケージ・ソフトウェアの開発および販売</p> <p>(3) ハードウェア及びその関連ソフトウェアの製造、開発の受託ならびに製造、開発および販売</p> <p>(4) ソフトウェア及びハードウェアの販売、リース、賃貸、保守ならびに輸出入</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 情報処理サービス、情報通信サービスおよび情報提供サービス</p> <p>3 <u>情報処理システムおよび情報通信システムに関連する運用管理および保守</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>4 前各号に関連して使用される機械装置、事務用機器、付属品、部品関連消耗品の製造、販売、リース、賃貸ならびに輸出入</p> <p>5 前各号に関する調査、研究、コンサルティングおよび教育</p> <p>6 <u>情報処理要員の派遣および教育</u> (新 設)</p> <p>7 前各号に付帯関連する一切の事業</p>	<p>2 情報処理サービス、情報通信サービスおよび情報提供サービス</p> <p>3 <u>情報システムおよび情報通信システムに関連する運用管理、保守、工事、コンサルティングおよびその他のサービス</u></p> <p>4 <u>情報通信機器の製造、販売、および保守</u></p> <p>5 前各号に関連して使用される機械装置、事務用機器、付属品、部品関連消耗品の製造、販売、リース、賃貸ならびに輸出入</p> <p>6 前各号に関する調査、研究、コンサルティングおよび教育</p> <p>7 <u>I Tエンジニアの派遣および教育</u></p> <p>8 <u>古物の買取り、販売</u></p> <p>9 前各号に付帯関連する一切の事業</p>
<p>第3条～第11条 (省略)</p>	<p>第3条～第11条 (現行どおり)</p>
<p>(基準日)</p> <p>第12条 ① 本会社は、毎年<u>3月20日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使をすることができる株主または登録株式質権者とする。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 ① 本会社は、毎年<u>2月末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使をすることができる株主または登録株式質権者とする。</p>
<p>(招 集)</p> <p>第13条 ① 定時株主総会は、毎年<u>6月</u>に招集し、臨時株主総会は必要に応じ、随時招集する。</p> <p>② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき、取締役会長または取締役社長がこれを招集する。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、他の取締役がこれを招集する。</p>	<p>(招 集)</p> <p>第13条 ① 定時株主総会は、毎年<u>5月</u>に招集し、臨時株主総会は必要に応じ、随時招集する。</p> <p>② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき、取締役会長または取締役社長がこれを招集する。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、他の取締役がこれを招集する。</p>
<p>第14条～第20条 (省略)</p>	<p>第14条～第20条 (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 ① 取締役会は、その決議によって</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 ① 取締役会は、その決議によって</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、<u>取締役副社長</u>、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第22条～第41条 (省略)</p>	<p>第22条～第41条 (現行どおり)</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第42条 本会社の事業年度は、毎年<u>3月21日</u>から翌年<u>3月20日</u>までの1年とする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第42条 本会社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u>から翌年<u>2月末日</u>までの1年とする。</p>
<p>(期末配当金)</p> <p>第43条 本会社は株主総会の決議によって毎年<u>3月20日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第43条 本会社は株主総会の決議によって毎年<u>2月末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>
<p>(中間配当金)</p> <p>第44条 本会社は、取締役会の決議によって毎年<u>9月20日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第44条 本会社は、取締役会の決議によって毎年<u>8月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>
<p>第45条 (省略)</p>	<p>第45条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> <u>第42条の規定にかかわらず、第41期事業年度は、平成29年3月21日から平成30年2月28日までの11ヶ月8日間とする。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>第44条の規定にかかわらず、第41期事業年度の中間配当の基準日は、平成29年9月20日とする。</u></p> <p><u>第3条</u> <u>本附則第1条乃至本条は、平成30年2月28日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 29 年 6 月 13 日
定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 13 日

なお、決算期の変更につきましては、平成 29 年 2 月 16 日に公表しました「決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上